

高齢者等タクシー利用券の交付申請を受け付けています

高齢者等の社会参加を促進し元気で生きがいのある生活を送ることができるよう、移動手段の確保が困難な高齢の方や障害のある方、要介護認定を受けている方に、タクシー乗車料金の一部を助成する「高齢者等タクシー利用助成事業」の申請受付を行っていますので、ぜひご利用ください。

対象となる方

村に居住し、住民基本台帳に登録されており、自動車運転免許証を所持していない、又は自動車運転免許証を返納し「運転経歴証明書」を所持している方で、次のいずれかに該当する方

- ・満80歳以上の方
- ・満70歳以上で一人暮らしの方
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている満18歳以上の方
- ・要介護認定を受けている方（要支援1～要介護5）

◆交付額 一人当たり24,000円/年（500円券48枚綴り）

※年度途中の場合は月割りの金額となります。

◆申請先 健康福祉課

◆持ち物 印鑑、顔写真(縦4cm×横3cm)

顔写真をお持ちでない場合は、申請時にタクシー利用許可証に使用する顔写真の撮影を行いますので、本人が来庁されるか、難しい場合は健康福祉課にご相談ください。

【利用可能なタクシー会社】

- ・株式会社大和タクシー
- ・有限会社吉岡タクシー
- ・株式会社みちのく観光タクシー
- ・まほろばケアタクシー

◆問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253



万葉バス等のお盆期間中の運行について

8月13日(月)～16日(木)の、各路線バスと高速バスの運行予定は次のとおりです。

- 万葉バス全路線、駒場線【通常運行】
- 高速バス仙台・大衡線【休日運行】
仙台・加美線【休日運行】
- 三本木・大衡線【休日運行】

◆問い合わせ先

株式会社ミヤコーバス吉岡営業所
☎345-2141

株式会社ミヤコーバス古川営業所
☎0229-22-1781



普通救命講習会受講者募集

◆日時 8月23日(木)
午後6時30分～9時30分

◆会場 黒川消防署

◆講習内容 AEDを用いた普通救命講習
(修了証有り)

◆募集人数 10名以内(先着順)

◆申込期限 8月16日(木)午後5時
(平日のみの受付)

◆申込先 黒川消防本部警防課救急係
☎345-6888



大衡村バイオスタウン構想の取り組み

生ごみ分別収集モデル実証事業は、家庭等から排出される生ごみをたい肥にリサイクルすることで、ごみの減量化と資源循環型社会の形成を目的に実施しています。

村で、収集している生ごみは、ごはんや麺類、肉、野菜の葉など食べることができるものです。一般的には生ごみとなる野菜の茎や芯、卵の殻、人が食べることができないものは収集することができません。

ご協力いただいている中で大変恐縮ですが下記を参考に生ごみの分別にご協力をお願いします。

収集できるもの

- ・ごはん、パン、麺類
- ・肉・魚の身(骨を除く)
- ・海藻類
- ・野菜の葉
- ・果物の実

収集できないもの

- ・玉ねぎの皮、たけのこの皮
- ・骨(魚・牛・豚)
- ・とうもろこしの皮、芯
- ・甲殻類の殻
- ・野菜の芯、茎、ヘタ
- ・茶殻、コーヒーかす
- ・果物の皮、種

◆問い合わせ先 企画財政課 ☎341-8510

健診結果説明会のお知らせ

～自分の体を
もっと知ろう～



健診結果を楽しく解説しますので、ぜひお越しください。

◆対象者 30歳から74歳までの村の総合健診を受けた方
これから個別健診を受ける方、勤務先で健診を受けた方も参加できます。

◆日程 8月8日(水)〈午前・午後・夜間の3回開催〉 ※地区の割り当てはありますが、ご都合のよい時間帯にご参加ください。

受付時間	開催時間	対象地区
午前9時15分～9時30分	午前9時30分～11時	衡中・衡中北・衡下 駒場・大森・奥田
午後1時45分～2時	午後2時～3時30分	衡上・衡中東・ときわ台・大瓜上 大瓜下・蕨崎・松原・衡東
午後6時45分～7時	午後7時～8時30分	全地区

◆場所 福祉センター

◆内容 健診結果の配付
健診結果の見方・活かし方の説明

◆講師 健生株式会社 保健師・健康運動指導士

◆持ち物 筆記用具、眼鏡等、飲み物(必要な方)

☆☆目玉企画☆☆

「寝っころがって出来る気持ちのいい運動」紹介
講師 健生株式会社
健康運動指導士 渋谷 裕子氏

健診結果説明会に都合がつかない方や75歳以上の方には、健康福祉課で来所、電話での健康相談を実施しますので、ご利用ください。

◆日時 8月29日(水)

◆来所相談 午後1時30分～3時(健康何でも相談と合わせて実施)

◆電話相談 午前9時～午後4時

※来所相談の際は、今年度の健診結果をお持ちください。



◆問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

～医療用ウィッグ等購入費助成事業～

がん患者の方が生き生きと社会で活躍できるように、医療用ウィッグ等購入費の一部を助成します。

◆対象者

村内に住所があり、がんの治療を受けている方で、世帯の市町村民税(所得割課税年額)の合算額が304,200円未満の方

◆対象補正具・助成金額

- ・医療用ウィッグ(かつら) 上限3万円
- ・乳房補正具 上限2万円

※当該年度(4月1日～3月31日)に購入したもので、申請は1補正具につき1回限り

◆申請書類

- ① 申請書
- ② がん治療受診証明書(主治医が記載したもの)
- ③ 補正具購入の領収証の写し

※①、②の用紙については、健康福祉課までお越しいただくか、村ホームページよりダウンロードしてご利用ください。また、郵送ご希望の方は健康福祉課までご連絡ください。

◆申請期限 購入した年度の3月31日まで

◆申請・問い合わせ先

健康福祉課 ☎345-0253 (郵送での申請も受け付けます。)